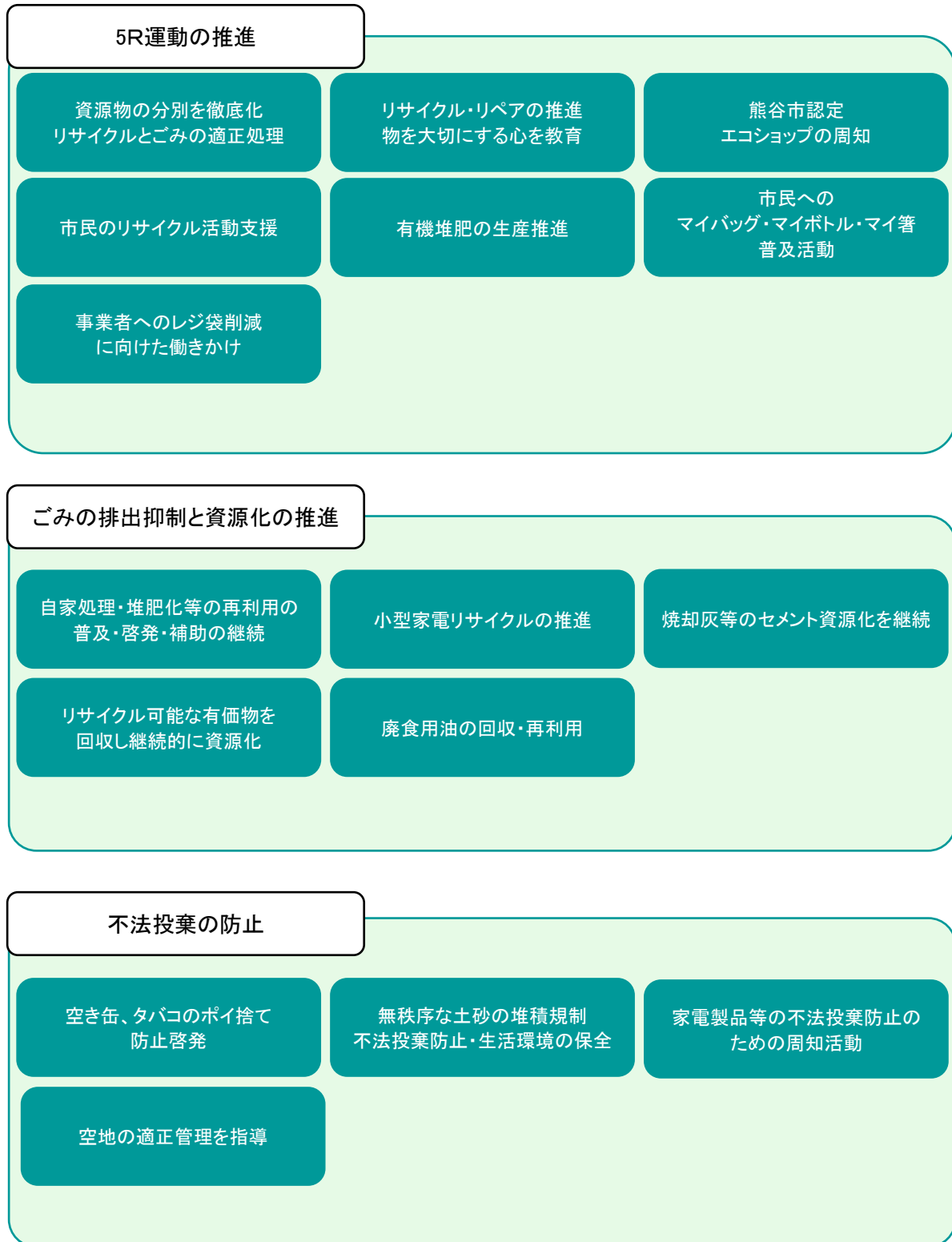


第6章 主体別の行動指針

第1節 市の行動指針



第2節 市民の行動指針

●5R運動の推進

- ・使い捨て製品より、リサイクルできる製品を優先的に購入しましょう。
- ・故障しても修理して、一つのことを大事に長く使用するようにしましょう。
- ・マイボトル、マイカップ、マイ箸、マイストローを積極的に活用しましょう。
- ・マイバックを持参し、レジ袋をもらわないようにしましょう。
- ・「必要のないものは買わない」「食べきる量しかつぐらない」を徹底しましょう。
- ・集団資源回収へ積極的に参加しましょう。
- ・雑がみ（ミックスペーパー）のリサイクルに努めましょう。
- ・環境ラベルの表示されている環境に配慮した製品を購入しましょう。
- ・ごみの分別を徹底し、カン、ビン、ペットボトル、紙類は資源物として集積所へ出しましょう。
- ・店頭回収や不用品交換などに積極的に参加しましょう。
- ・ごみを資源として再利用しましょう。
- ・資料やカタログ類は無料提供であっても必要なもの以外は受け取らないようにしましょう。

●ごみの排出抑制と資源化の推進

- ・生ごみの「水切り」を徹底しましょう。
- ・食材は必要量だけ購入し、使いきり及び食べきりを徹底しましょう。
- ・食べきりタイムを実施して食品ロスを削減しましょう。
- ・簡易包装がされている商品、詰め替え可能な商品及びリターナブル容器を選択しましょう。
- ・耐久性のある商品を購入するように心掛けましょう。
- ・トイレットペーパーやティッシュペーパーは再生紙を使用した製品を利用し、必要以上の使用を控えましょう。
- ・ごみを排出する責任と自覚を持ちましょう。
- ・ごみの排出抑制や再使用を優先したライフスタイルにしましょう。

●不法投棄の防止

- ・エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機などの家電は法律に基づいて処理しましょう。
- ・不要になったものは適正な処理を行いましょう。
- ・不法投棄をさせないよう監視、見回りに努めましょう。
- ・その他家電製品の廃棄に際しては、市の分別収集分類に従って処理しましょう。

●その他

- ・環境関連イベントに積極的に参加しましょう。

第3節 事業者の行動指針

●5R運動の推進

- ・事業所内においてリサイクルボックスなどを利用し、ごみの分別を徹底しましょう。
- ・梱包材などに使用する資材の簡素化、再利用及び再生利用に努めましょう。
- ・環境ラベルの表示されている環境に配慮した安全な製品を購入しましょう。
- ・「グリーン購入」の指定商品の購入指針に基づいた、環境に配慮した製品を購入しましょう。
- ・容器包装の簡易化、繰り返し使用できる商品及び耐久性に優れた商品の製造に努めましょう。
- ・簡易包装や、再利用が可能な包装材が使用されている商品を優先的に購入しましょう。
- ・事業活動から発生する廃棄物の再資源化と有効利用に努めましょう。
- ・再使用や再資源化を考慮した商品の製造、販売に努めましょう。
- ・リユース食器の使用に努めましょう。
- ・不要になった商品の資源化方法をPRしましょう。
- ・ごみは分別し、資源化を徹底しましょう。

●ごみの排出抑制と資源化の推進

- ・購入者のニーズに合わせた量り売りや小分け売りなど販売形式を工夫しましょう。
- ・食品ロス削減を周知・啓発しましょう。
- ・食べきりタイムを周知・啓発しましょう。
- ・両面印刷や印刷サイズを調整し、用紙の使用量を必要最小限にしましょう。
- ・事業者は原材料の選択や製造工程を工夫する等により、自ら排出するごみの排出抑制に努めましょう。
- ・容器包装の利用、製造等に当たっては、量り売り等の推進により容器包装廃棄物の発生抑制に努めましょう。
- ・容器包装の規格化や材料、構造面における工夫を行い、リターナブル容器を用い、内容物の詰め替え方式を採用すること等により容器包装の減量に努めましょう。
- ・マイバックの利用を勧め、レジ袋の削減運動に協力しましょう。
- ・再利用可能な箸の利用を勧め、割り箸の使用量を削減しましょう。
- ・用紙類や書類の廃棄にあたり、資源回収に努めましょう。

●不法投棄の防止

- ・廃棄物は、法律に基づき適正な処理を行いましょう。
- ・不法投棄をさせないよう監視、見回りに努めましょう。

●その他

- ・環境に配慮した商品の販売コーナーを設置して、市民への普及に努めましょう。